

ICTサービス安心・安全研究会

改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース（第4回）

1 日時 平成28年4月6日（水）14：00～16：00

2 場所 総務省 第3特別会議室（11階）

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美主査、宍戸主査代理、東構成員、板倉構成員、小林構成員、佐藤構成員、石井構成員、長田構成員、高橋構成員、田中構成員、村上構成員（高崎構成員代理）、森構成員
（欠席：新保構成員）

○オブザーバ

個人情報保護委員会事務局（横澤田参事官補佐）、消費者庁消費者制度課（笠原企画官）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（角田課長補佐）

○プレゼンター

株式会社オプト 寺田眞治氏

○総務省

大橋総合通信基盤局電気通信事業部長、佐々木総務課長、吉田データ課長、湯本消費者行政課長、吉田消費者行政課電気通信利用者情報政策室長、景山消費者行政課企画官、神谷消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職

4 議事

（1）開会

（2）議題

① 本タスクフォースの今後の進め方について

② 構成員等からの報告（IoTの進展等を踏まえたプライバシー保護）

・佐藤構成員

- ・高橋構成員
- ・株式会社オプト 寺田眞治氏

③ 自由討議

(3) 閉会

5 議事要旨

① 本タスクフォースの今後の進め方について

- ・吉田消費者行政課電気通信利用者情報政策室長より資料1及び資料2について説明。

② 構成員等からの報告（IoTの進展等を踏まえたプライバシー保護）

- ・佐藤構成員から資料3について説明。

【板倉構成員】

・資料3の16ページについて。利用目的の明示・通知はどのように行うのかは難しい問題。防犯カメラを例にしてもカメラ自体の製造者、設置者、カメラを通して閲覧している者がおり、ビルの入口に設置するというだけでも誰がどこに利用目的を明示すればよいのかが問題となる。ビルのホームページに載せておけば、ある程度は見る可能性はあるかもしれないが、実際にビルを管理しているビル管理会社のホームページやカメラのメーカーのホームページに掲載しても被撮影者が見る可能性は低い。この場合、最終的に誰が利用目的についての透明性を担保すべきなのか、アイデアがあれば教示いただきたい。

→【佐藤構成員】

- ・良いアイデアはないが、解決策をつくるという以前に、まずは、ステークホルダーを可視化するという点からではないかと考えている。

【田中構成員】

・資料3の3ページにおいてパーソナルデータの分類を示していただいております、17ページでは、IoTが多様化しているとのこと説明をいただいた。IoTの進展踏まえると、今のデータ分類が、ガイドラインを検討する間に変わってくる可能性もあるということだと思いが、時間軸の想定をどのように入れていくべきか。ステークホルダーの所有するデータの範囲も変わってくると考えられ、データの時間軸をどのように捉えればよいのかをご示唆いた

だきたい。

→【佐藤構成員】

- ・制定する法制度やガイドラインが、どのぐらいの賞味期限があるのかという問題かと思う。様々な会社・技術者・研究者IoTに強い関心を持っているということにより、ここ数年よりもはるかに速い速度で技術が進歩していくことが予想されるため、少し先取りし過ぎと思うようなものも、取り込んでおくべきだと思う。

【東構成員】

- ・都市開発事業者やゼネコン、不動産デベロッパーが、様々な土地開発設計の際に、IoTの話のを要件に入れるという動きが出てきており、この流れに伴ってプライバシーはどのように保護すればよいのか、という話も出てきている。海外では、資料3の5ページのような住宅関連の問題について、特に米国ではどのようにプライバシーを扱うのかという議論が出てきていると聞いている。

- ・高橋構成員から資料4について説明。

【森構成員】

- ・資料4の12ページについて。「権限委譲やトラスト」というのは具体的にどのようなものを想定しているか。IoT機器にスイッチできるようなものが入っているというイメージか。

→【高橋構成員】

- ・権限委譲については、スマホの実装が挙げられる。スマホがウェアラブルの出口になるという実装が最近は多く、膨大に集積された自分自身のデータがスマホの中で一旦集約され、そこで判断するという形が考えられる。そこで実際にどう判断するかというのは難しい問題であり、ソフトウェア、プログラムとしてどう実装するかというだけではなく、非常に概念的にも議論がいるところではあるものの、スマホで代理人のような形で判断するというのが、あり得る形かと思う。

→【森構成員】

- ・時計やエアコン等のデバイスであれば、父親は同意したけれども、母親は同意していないという状況が起こり得るかと思うが、それは権限委譲で解決可能か。

【高橋構成員】

- ・ 権限委譲の前に技術者として気になるのは、やはりエアコンからどういうデータが出ていくかということを利用者が理解していないと、権限委譲をするにも議論にならないという点である。10年もすれば、エアコンが1時間に1回温度を測定して、どこに送っているのという相場が生まれると期待するが、現在ではその相場さえも分からない状態かと思われ、まずはその点を分かりやすくするのがひとつかと思う。その上で、あとは、やはり会社だとコンピュータのLAN管理担当者、家だと父親等の責任者が家中の家電等を核にして家族の安全を守るといった考え方が現実的かと思う。

→【森構成員】

- ・ 家電製品側にコネクテッドではないものも提供してくださいということを行うのは、非現実的か。例えば、セキュリティがしっかりしていない機器はつないではいけません、ということについては利用者の同意が得やすいが、1時間に1度、温度を測定して外部に送っていますと言われても、消費者としては、あまりメリットが感じられない。よって、プライバシーとのトレードオフで何でもかんでもつながないという考え方もあるのではないか。

→【高橋構成員】

- ・ 研究開発であれば様々な家からデータを集める必要があるが、運用段階では家の外にデータを出す必要はない。実運用という意味では、データが回る範囲を適切に決めるという問題であると思う。

【小林構成員】

- ・ 高橋構成員が、プライバシー原則への当てはめにおいて用いているのが、OECD 8原則ではなくて、ISO/IECの29100であるように、今回のようなテクノロジーに近い場面で議論する場合には、OECD 8原則よりも、ISO/IECの29100のほうが使いやすいのだと思う。その意味で、今回この11原則を引用されたのはとてもよかった。特に、OECD 8原則がなく、ISO/IECの29100においてははっきり書かれているのが、データの最小化である。データをローカルから出さないようにすることや、データの収集範囲をどこまで小さくするのかといった点はとても重要である。資料では、間隔を短くする、長くするというような手法が検討されているが、これ以外にも、例えばもともと個人との帰属を切った状態で、匿名化した状態で取得するという方法も、データミ

ニマイゼーションの手法としてとられているので、今後の検討の視点として取り入れていくとよいかと思う。

- ・株式会社オプト 寺田眞治氏から資料5について説明。

【佐藤構成員】

・トラスト・フレームワークを有効に使用するの是非常にいい方法だと思うが、世の中にトラスト・フレームが1個だけであればシンプルで有効だが、トラスト・フレームワークが乱立して1,000や1万という数の仕組みが出てきた場合に、どうトラスト・フレームワーク間で連携させるか、情報をやりとりするかが重要になってくるものの、まだ議論が整理されていないように思える。この点のお考えは如何。

→【オプト（寺田氏）】

・ポリシー策定者次第かと思う。結局、トラスト・フレームワークも誰に認証されたトラスト・フレームワークなのかという点の違いが出てくるかと思う。とはいえ、個人情報絡んでくるということになると、公的機関のある程度のバックアップがないと難しいと思うので、仮に業界ごとに構築されたとしても非常に多数にはならないと考える。

→【オプト（寺田氏）】

・トラスト・フレームワークを業界ごとにどう分けるべきなのか、あるいは分けないうまいのか、分けなかった場合に業界ごとにプライバシーの考え方の違いをどうやって吸収していくのか、といった点についてはまだ解決策に至ってない。

【小林構成員】

・資料5の14ページに記載されているポリシー策定者とトラスト・フレームワークについて、新たに改正法で導入された個人情報保護指針がここではあまり言及されていないが、両者の関係性についてはどのようにお考えか。

→【オプト（寺田氏）】

・個人情報保護法上の認定団体がトラスト・フレームワークの運営機関を担う形は、建て付けとしては美しいと思う。しかしながら、個人情報保護法では共同規制に

なっていないので、民間団体側に任せたとこで本当に有効に機能するのか疑問に感じており、資料では言及を行っていない。

③ 自由討議

【宋戸主査代理】

・通信の秘密は社会活動の基盤としてコミュニケーションを可能にするというために必要な保護であり、他方、個人情報の保護は、もともとは事業者と消費者の関係でとりわけデータ保護の観点为核心にあったものとする。これに対してプライバシーは、もともとの出発点は私生活の平穩、端的に言えば家の秘密である。ところが、本日の佐藤構成員や高橋構成員の御報告を聞く限り、電気通信を通じてとりわけIoT、あるいは今後想定されるインテリジェントICTによって、私生活の平穩というプライバシーの核心の部分が、通信を通じて穴があいてくるというような事態が考えられるということだろうと思われる。したがって、このタスクフォースにおいて、改正個人情報保護法を踏まえて、これまで通信の秘密についてもあわせて記述してきた電気通信事業分野における個人情報保護ガイドラインについて、プライバシーの観点から議論し直すというのは時宜を得たものだと感じる。

・総務省でも、いわゆる「実質的個人識別性」という議論をかつてしていたことがある。個人情報に該当するかどうか、あるいはどの程度該当するののかということについては、プライバシーの観点からもう一度きちんと考えておかなければならず、とりわけ、「照合できる」というのはどういうことか考えなければならないと同時に、規律の部分においても、プライバシーリスクとの関係でどこまで重たい規律を課すかを考える必要がある。例えば個人情報保護法の規律が最低限のものだとすれば、電気通信分野においてプライバシーリスクが高いのであればガイドラインによって上乗せの行為規範を自主的に遵守していただく、あるいは共同規制で遵守していただくような枠組みというものを検討していかなければいけないのではないかと考える。

・説明責任、透明性、同意の関係に関し、米国では、同意に関する議論として行動経済学の知見でナッジの議論などがあり、これについて、とりわけ電気通信分野においてはきちんと検討しておく必要があるのではないかと感じる。

・マルチステークホルダープロセスをめぐる議論については、ステークホルダーがいっぱい存在して又はどこにいるかわからないという指摘があった。行政分野では、ステークホ

ルダーが多種多様にいて、しかも、自分がステークホルダーであるということが個人にとってわからないからこそ、いわば国民の大エージェントとして政府が規制をかけることとなる。一方で、政府の権限をだんだん小さくしていくかわりに、民一民間でできるだけ問題を解決してもらおうという流れになり、マルチステークホルダープロセスという話が出てきているのである。ステークホルダーが見つからない、掘り出せないという場合であれば、マルチステークホルダープロセス自体に政府が何らかの形で関与する、あるいはそのプロセスを通じてステークホルダーを掘り出していくというような作業が必要だということになるのではないか。ステークホルダー間の調整の場を主催する、あるいはステークホルダーを認証するというだけではなくて、ステークホルダー間の調整プロセスの1ファクターとして、政府がしっかり口を出していくというような局面も考えられるのではないかと考える。

【森構成員】

・資料1について、ガイドラインの見直しとプライバシー保護に係る課題についての検討で、説明や同意取得の困難ということが非常に強調されていたかと思う。多数のプレーヤーが関与することによる部分もあるがそれだけではなく、センサーが増え、機器や家電製品それ自体がセンサーになる、家電製品にはディスプレイがないということから家電製品が家庭内にいるいろんな人の情報を一遍にとってしまい、ワン・バイ・ワンではないという点が説明や同意取得を困難にすると考える。説明や同意取得の困難は非常に大きな問題で、例えば、トラスト・フレームワークを導入して同意なしに一旦情報が取得された後に事後的にコントロールすることについて、裁判所の判断としても、一旦取得してすぐに消すのであれば、プライバシー侵害や肖像権侵害はないと判断しているものもある一方で、同意のない取得、透明性の確保のない取得をしてしまうと、違法になってしまうのではないかという書きぶりの判決もある。したがって、取得の際の透明性の確保と同意は重要であり、対策を今後検討していければいいと思う。次回以降、スマートフォンアプリに係るプライバシー保護の議論が予定されており、その中で透明性や多数の当事者（マルチステークホルダー）について議論ができると思う。

【板倉構成員】

・マルチステークホルダープロセスについて、認定個人情報保護団体を活用する建て付け

が美しいという意見があったが、改正個人情報保護法第 53 条 2 項において、個人情報保護指針が届出とされている。届け出た指針を守っていても、委員会はそれと関係なく法執行を行うといことだと、なかなかインセンティブが働かず、マルチステークホルダープロセスがうまく機能しないことになると考える。個人情報保護委員会事務局にお尋ねしたいが、法律の構造上は届出という形をとっているが、これはどの程度事前の相談を受けて、届出と言いつつ許認可に近いようなものにしようという方向性があるのか、また、認定個人情報保護団体を所管しているのは各省である一方で、改正法施行後は認定個人情報保護団体は個人情報保護委員会の所管となる中で、そのような中で各省との関係性をどのように考えていくのか、お聞かせ頂ければ幸い。

→【横澤田個人情報保護委員会事務局参事官補佐】

- ・ 1 点目の個人情報保護指針の内容について、法律上、指針の内容に誤りがあれば委員会は是正命令を発することができることになっている。事前の内容の精査がどこまでできるのかというのは今後の検討課題であるが、内容に誤りがあれば委員会は是正することができるため、是正命令が来ていない状態の指針は、法律の趣旨に真っ向から反しているものにはならない、という捉え方ができるような制度の建て付けにはなっている。

- ・ 2 点目の各省や各団体とのとの関係については、検討中の段階である。

→【板倉構成員】

- ・ 総務省所管の認定個人情報保護団体は今後どのように変わっていくのか、総務省にお尋ねしたい。

【長田構成員】

・ IoT の広がりを見ると、結局身近な家電製品に非常にプライバシー性の高い生データが蓄積されるようになるということだと思う。それが、家に帰ったときにエアコンが効いていて暖かいということに使われているだけなのか、それ以外に他のデータとあわせて何かに利用されているのかということによって、消費者側の同意のレベルが異なってくると思う。認定個人情報指針の話があったが、縦割りで様々な指針があったとして、各々を見れば非常に良い内容でも、総合的に見れば結局何が行われているのか分からないということもあるかもしれない。また、どこで何がとられているか分からないとか、データを蓄積しているモノが移転して場所や所有者が変わったときにどうなるのか等、消費者側にとつ

て不安に思うことは多くある。

【新美主査】

・説明と同意については、どの局面での説明なのか、どの局面での同意なのか、もう少し詰めておく必要があるかと思う。教育により情報提供を行うシステムも考えられ、しっかりとした情報提供を前提に、コンストラクティブな構成、例えば、「この機器を買ったら同意があったと見なす」という構成もあり得るのではないか。

(以上)